

個別的労使紛争の処理に関する要綱

(平成14年 4月 1日地方労働委員会告示第1号)
改正 平成16年 3月15日地方労働委員会告示第1号
平成17年 1月 4日労働委員会告示第3号
平成18年 4月20日労働委員会告示第2号
平成31年 2月 7日労働委員会告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎県労働委員会（以下「委員会」という。）が個別的労使紛争に関して労働相談とあっせんを行うことにより、紛争の迅速かつ公正・適切な解決を図ることを目的とする。

(個別的労使紛争の範囲)

第2条 労働相談及びあっせんの対象は、個々の労働者と使用者との間の労働条件その他労働関係に関する事項についての紛争とする。ただし、労働相談又はあっせんの対象とすることが適当でないとして委員会が別に定める紛争を除く。

(当事者の範囲)

第3条 労働相談及びあっせんの当事者は、宮崎県内に所在する事業所の労働者及び使用者とする。

(労働相談の実施)

第4条 個別的労使紛争に関する労働相談があった場合には、労働相談の当事者から事情を聴取し、必要な情報の提供又は助言を行うものとする。

2 前項の労働相談を行うに当たっては、当事者の置かれた環境に配慮するものとする。

3 労働相談の当事者があっせんを希望する場合は、次条第1項に規定するあっせんの申請手続について助言を行うものとする。

(あっせんの申請)

第5条 あっせんを希望する当事者は、次に掲げる事項を記載した書面により申請するものとする。

(1) 申請の日付

(2) 申請者の氏名又は名称

(3) 被申請者の氏名又は名称

(4) 関係事業所名及び所在地

(5) あっせんに求める事項

(6) 申請に至るまでの経過

(7) その他申請に必要な事項

2 前項の申請は、中小企業労働相談所を経由して行うことができる。

3 第1項の規定による申請があった場合、その内容を会長に報告するものとする。

(あっせんの取下げ)

第6条 前条第1項の規定によりあっせんの申請をした者は、いつでも、申請の全部又は一部を取り下げることができる。

(あっせんの開始)

第7条 会長は、第5条第1項に基づくあっせんの申請があったときは、あっせん員及び担当職員を指名し、あっせんを開始するものとする。ただし、紛争の実情があっせんに適さないと認めるとき、又はあっせんによる紛争の解決は困難と認めるときは、あっせんを行わないことができる。

2 前項の規定によるあっせん員は、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により作成された宮崎県労働委員会あっせん員候補者名簿に記載されている者の中から指名するものとする。

(あっせんの非公開)

第8条 あっせんは公開しないものとする。

(事情聴取等)

第9条 第7条第1項の規定により指名された担当職員は、速やかに被申請者から事情を聴取するものとする。

2 前項の規定による事情聴取の際、担当職員は被申請者に対し、あっせんに応ずるかどうかを確認するものとする。

(あっせん員の任務)

第10条 あっせん員は、あっせんの当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。

2 あっせん員は、あっせんの当事者から請求があったときその他必要があると認めるときは、参考人から意見を聴くことができる。

3 あっせん員は、使用者に対し、労働者が委員会に労働相談又はあっせんの申請をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない旨、指導しなければならない。

(あっせん案の提示)

第11条 あっせん員は、あっせんの当事者に対しいつでもあっせん案を提示することができる。

(あっせんの打ち切り)

第11条の2 あっせん員は、紛争が解決される見込みがないと認めるときは、いつでもあっせンを打ち切ることができる。

(あっせんの終結)

第12条 あっせんは、前条の規定による打ち切りの場合のほか、次に掲げる事由により終結する。

(1) あっせんにより紛争が解決した場合

(2) あっせんの当事者間で自主的に紛争を解決した場合

(3) あっせん申請の全部が取り下げられた場合

(報告)

第13条 会長は、第7条によりあっせんを開始したとき及び第12条によりあっせんが終結したときは、その旨を知事に報告するものとする。

(秘密を守る義務)

第14条 あっせん員又はあっせん員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(適用除外)

第15条 この要綱は、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第2号の職員、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項の企業職員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第47条の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りではない。

(電子情報処理組織による手続等)

第16条 この要綱の規定による申請その他の手続については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

2 前項の規定による申請その他の手続を行う場合については、宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年宮崎県条例第47号）及び宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年宮崎県規則第2号）の規定の例による。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。